6.2.　WNTE試験

WNTE試験は、次に掲げる規定による。

6.2.1.　規制対象排出ガスの排出ガス値は、WNTE制御領域全体から排出ガスが不利となる点を考慮して抽出した測定点における排出ガスの測定結果により決定するものとする。この場合において、全ての測定点は、WNTE制御領域上の抽出した３個のセルの内側にあるものとする。

6.2.2.　格子は、定格回転数が3,000min^{-1}未満のエンジンについては９個のセルから、定格回転数が3,000min^{-1}以上のエンジンについては12個のセルから、構成されるものとし、また、次に掲げる規定による。

(a)　格子の外側境界は、WNTE制御領域に沿う形で定まる。

(b)　定格回転数が3,000min^{-1}未満のエンジンについては、エンジン回転数n30とnhiの間に２本の垂直線を等間隔で引き、また、定格回転数が3,000min^{-1}以上のエンジンについては、エンジン回転数n30とnhiの間に３本の垂直線を等間隔で引く。

(c)　WNTE制御領域内の各垂直線には、エンジントルクの２本の線を等間隔で引く。

格子の例を図３及び図４に示す。

図３　定格回転数が3000min^{-1}未満の例

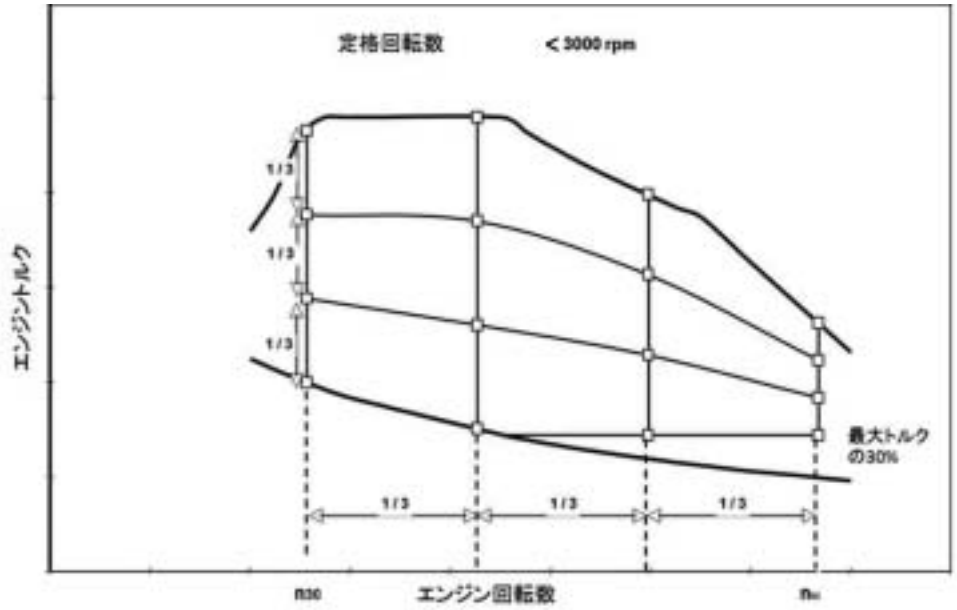
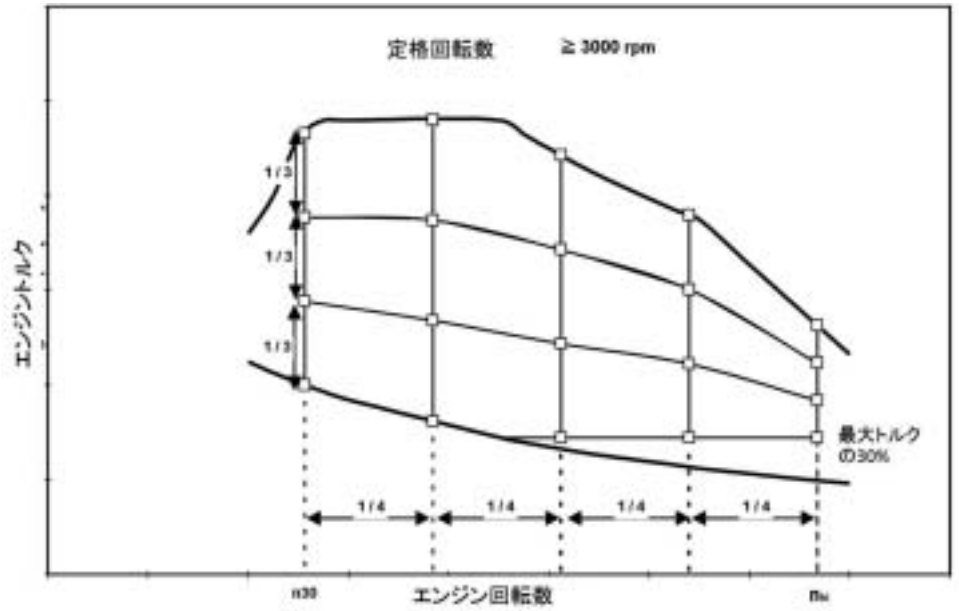


図４　定格回転数が3000min^{-1}以上の例



6.2.3.　選択した３個のセルはそれぞれ５個の測定点を含むものとし、WNTE制御領域内で合計15個の測定点を試験するものとする。１個のセルに含まれる５個の全ての点の試験を行った後、次のセルの試験を行うものとする。測定点における測定は、当該測定点への移行の開始から当該測定点における定常測定の終了までとする。

6.2.4.　セルの試験順序及びセル内の点の試験順序は、無作為に決定するものとする。

6.2.5.　規制対象排出ガスの排出ガス値の平均値は、１個のセル内の５個の測定点において測定した時、4.2.のWNTE排出ガス制限値を超えないものとする。

6.2.6.　粒子状物質の排出ガス値の平均値は、３個のセル内の15個の測定点において測定した時、4.2.のWNTE排出ガス制限値を超えないものとする。

6.3.　試験手順等

6.3.1.　WHSCの完了後、10分間、エンジンにWHSCのモード９のプレコンディショニングを行うものとする。プレコンディショニングフェーズの完了直後に一連の試験を開始するものとする。

6.3.2.　各測定点において、２分間、エンジンを作動させるものとする。この時間には直前の定常点からの移動時間を含むものとし、測定点間の移動は、エンジン回転数及び負荷に関して線形とし、当該移動の時間は20±１秒とする。

6.3.3.　試験時間は30分とする。セル内の５個の点のそれぞれの試験時間は10分とし、第１点への移行の開始から第５点における定常測定の終了まで測定する。

6.3.4.　WNTE試験は、別添41Ⅱ　WHDCモード法の7.8.7.の統計基準を満たすこと。

6.3.5.　排出ガスの測定は、別添41Ⅱ　WHDCモード法7.5.、7.7.及び7.8.により実施すること。

6.3.6.　試験結果の計算は、別添41Ⅱ　WHDCモード法8.により実施すること。